

委員会議事概要	
1 委員会名	令和3年度 第11回沖縄海区漁業調整委員会
2 開催日時	令和4年2月10日(木) 14:00~15:40
3 開催場所	沖縄県庁6階 第2特別会議室
4 出席委員 (定数15名中12名)	(会場参加) 赤嶺博之 委員、上原亀一 委員、天方徹 委員 (Web参加) 池田博委員、伊良波宏紀委員、当真聡委員、大谷健太郎委員、 八前隆一委員、山内得信委員、藤田喜久委員、山川彩子委員 城間恒浩委員
5 議事録署名人	当真委員、山川委員
6 議事内容	
(1) 第1号議案	浮魚礁の敷設承認申請について (P1~P11)
【要旨】	新規の承認申請が1基(座間味村漁協1基)あり。一部修正の上で、承認された。
【特記事項】	<p>【池田委員】8ページの浮体の写真では、浮体の漁協名、ナンバーといったものが見えないが、事務局で確認したのか。</p> <p>【事務局】申請書に添付された写真で確認したが、詳細が確認できないので、追加で証拠写真の提出を依頼することを検討したい。</p> <p>【池田委員】浮体の写真を撮るときに、確認ができるような写真を撮るよう指導するように。</p> <p>【城間委員】座間味村漁業協同組合から「下記のとおり浮魚礁を敷設したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示『2』」となっているが、「3」ではないか。過去の申請でも「2」と「3」が混在していた。「3」が正しいならば、受付時に修正や申請し直しを指示すべきだ。</p> <p>【事務局】現在の委員会指示は、沖縄海区漁業調整委員会指示3第1号で「2」は前年の委員会指示だ。事務局のミスで、確認が不十分だった。漁協に修正を依頼する。</p>
(2) 第2号議案	浮魚礁に係る委員会指示の発動について (P12~P25)
【要旨】	令和4年3月31日で有効期限が終了する沖縄海区漁業調整委員会指示3第1号(浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示)に代わり、同指示の内容を概ね踏襲する新たな委員会指示の事務局案を提案した。原案のとおり承認された。
【特記事項】	特になし。
(3) 第3号議案	くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設

	定等について（諮問）（P26～P45）
【要旨】	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度の都道府県別漁獲可能量は、令和3年12月24日付3水管第2462号で農林水産大臣より当初配分の数量が示されている。知事は、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、沖縄県資源管理方針に即して、くろまぐろに関する令和4管理年度の知事管理漁獲可能量を定める必要があり、同条第2項の規定に基づき、沖縄県知事より、当委員会に意見が求められている。また、国からの追加配分等に伴う知事管理漁獲可能量の変更について、事務手続きの迅速化を図る観点から、あらかじめ海区委員会の意見を求められている。これらの意見に対して審議した結果、承認された。
【特記事項】	特になし。
(4)第4号議案	沖縄海区漁業調整委員会運営等規定の改正について（P46～P63）
【要旨】	現行の沖縄海区漁業調整委員会運営等規定において、会長の任期に係る内容の追加と文言の修正があるため、事務局から改正案を提案した。委員からの指摘を受けた箇所を修正を行うことで承認された。
【特記事項】	<p>【天方委員】「会長以外の委員による出席要請が可能と誤認されるような表記」とあるが、いまの説明ではこの点の説明がなかった。「並び」と「及び」を入れ替えても、直っていない。</p> <p>例えば、改正後の5条の委員「並びに」の後に「前条の規定により」と加えれば、この疑念も解消する。「委員並びに前条の規定により「会議に出席を求められた専門委員及び利害関係人」とすると、前条は会長しか要請できないので、良いかと。</p> <p>この告示に記載されている日付の4月1日は、令和4年と入れたほうが良いと思う。</p> <p>【事務局】第5条に第4条の内容を受けて「委員並びに前条の規定により会議に出席を求められた専門委員及び利害関係人」に修正したい。また「この規定は」の後に「令和4年」を追加したい。</p>
(5)第5号議案	沖縄県漁業調整委員会指示違反に対する処分方針の改正について（P64～P79）
【要旨】	沖縄県漁業調整委員会指示違反に対する処分方針は、改正漁業法の施行や委員会指示の変更等に伴う改正が必要となったため、処分方針の改正に係る事務局案を提案した。委員方の指摘事項への対応が必要となったため、継続審議となり、次回の委員会までに、調整が整い次第、委員会に議案として提案をすることになった。
【特記事項】	【天方委員】漁業法120条第1項で委員会指示ができて、委員会指示に従わないときは120条第8項で裏付け命令の申請が

できる。裏付け命令に従わないと、同法第191条で罰則があるという立てつけかと思うが、裏付け命令の申請以外の行政指導や行政処分、注意、警告、承認取消ができるのは、どういう根拠なのか。

また第2条の第2の表の中で、3回目以降に警告及び裏付け命令申請とあるのは、警告を伴わない裏付け申請ではなく、裏付け命令の申請をするときには必ず警告を伴うという意味なのか。改正案では、警告及び知事への裏付け命令申請に承認取消が加わっているが、この意味は、警告プラス裏付け命令申請、または承認取消なのか。それとも警告単体の行政指導もあり得るのか。そうすると、この書き方は問題がないか。

第4条も通算しているのは処分の回数ではなく、違反の回数だと思う。

【事務局】 確かに読み返すとこれは違反の回数を通算するのが正しいので、ここは改めたい。

2番目の質問で、事務局が想定しているのは、違反時には必ず文書で警告して、回数に従って、併せて知事への裏付け命令申請もする。承認取消は、承認を受けている場合は承認を取消す趣旨なので、書き方に問題があれば、ご指摘いただきたい。

最初の質問も、私の理解では、同法120条第1項の最後に、関係者に対し水産動植物の採捕に関する制限または禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示ができるという規定に基づいて、海区委員会は様々な内容の指示ができると逐条解説にはあるので、その中で我々はこの委員会指示を定めて承認し、承認の取消処分もできると認識している。

【上原議長】 一番目の回答は、120条に包括されているという話と、2点目は承認の取消、警告及び違反の種類という考え方だ。違反回数の計算で、5年経過を、改めるような話だったが、どのように。

【事務局】 先ほどの第4は、処分等の回数を通算するとあるが、違反の回数を数えるのが正しいのではという指摘だと思うので、改めて検討して、修正したい。

【上原議長】 違反しても5年間無事故だったら、違反はクリアか。

【事務局】 5年何もなければ、違反の回数がゼロになる趣旨だ。

【天方委員】 裏付け命令の申請以外の行政指導あるいは行政処分が漁業法120条の1項に基づいてできるのは、厳しい解釈だと思う。これらは委員会指示に違反した際に行政庁ができることだが、8項で裏付け命令の申請だけが書かれている。もし1項で全

てできるのであれば、8項は不要だ。8項があるのは、その他の行政処分、行政指導を可とする根拠が必要だろう。この点も、いま一度検討を。

また第2の別表1に掲げる違反の種類の種類は、基本的には全部やるのだろうが、違反があったら必ずやらなければいけないというものでもないので、行うことができると。69ページの漁業法の120条8項も、申請することができるので、裏付け命令の申請を含めて「できる」とすべきだ。あと主語がないので、「委員会は」とすべきだ。

警告及び知事への裏付け命令申請と承認取消という書きぶりだと、どちらか選べると読めるので、承認されているものは、3回目の場合には承認取消しになるのが分かるように書くべきだ。

警告に従わない違反者に承認取消すと、行政指導に効力を持たせてしまう。行政指導は任意に守ってもらうべきもので、ペナルティーが駄目とする理由は分かるが、表に入れても、例えば中度の違反では、警告に2回で従わないから、承認取消をする結果になるので、警告に従わない条件で承認取消するのは不適切事例になることに変わりはない。

別表1の違反項目、違反内容、違反の種類が分かりにくい。あとは違反項目で、浮魚礁の違反内容、つまり協定を締結しない、あるいは協議を調えないで浮魚礁で操業したのが未承認となっているが、未承認ではなく、承認行為ではない。

現行の処分方針が分かりにくく、直すべき文言はほかにもあると思うが、もし今日決議しないのであれば、次回までに事務局とやり取りをして、新たに出し直すのがいい。

【上原議長】 天方先生から指摘がある。今日決議を取る必要があるか。

【事務局】 この処分方針は内規に近い形で運用してきた経緯があり、また県の公報に載せていなかったもので、文言が十分に精査されてなかった。今回の機会に、天方委員の指摘を踏まえていいものに改正したい。本日必ず議決しないといけないものではないので、次回に向けて修正し、議決できるようにしたい。

天方委員から指摘された第1の処分等の種類で、承認取消があるのは、違反者が委員会指示により漁業の承認を受けている場合、その承認の取り消しを定義しているもので、この承認取消は承認を受けている場合の内容にはならない。

あとは、それも踏まえて全体、天方委員と調整して、適切な形に修正したい。

【城間委員】 天方委員と1つ一致しているのが最初の処分のところで、この処分の根拠がどこにあるのかがはっきりしなかった。

それと改正案の第2の第2項の承認を取り消された者は、その後5年間、新たな承認は行えないとなっている。これは承認の取消が、違反者が委員会指示により漁業の承認を受けている場合、その承認を取り消すのは書いてあるとおりでと思うが、例えば、重大な違反で、承認を受けていない人がしたこと、捕まったことに対する警告や知事の裏付け命令の申請はあると思うが、例えばこの承認を受けていない人が警告を受けたとか、知事の裏付け命令により処分を受けた人は承認の申請がすぐにできるのか。

行政手続との関係で、処分方針を公表しているとのことだが、公表しているものを見つけられなかった。検索するとPDFが出てくるが、ホームページからアクセスできなかった。方針の改正後は、公表はしないとしているが、慎重に検討して、慎重に処分をする必要があるので、公にすべきだと思う。これは行政全般に言えるが、疑義があるものによって処分を受けた人がいたとすれば、私たちが知り得ないところで処分を受けたのはおかしいと思う。しっかり処分内容を、方針を公表するのは大事だ。

私は行政書士として、日々行政とやり取りしているが、内部の規定や通達といった、私たちが知り得ないものを根拠にして、駄目だと言われることが多々あって、納得できない。お客様も納得できない。説明し切れない。こういったところは公表してもいいのではないか。

最後に確認したいのは、委員会指示による承認が幾つか定められているが、一般的に行政機関が行う処分は、審査基準や標準処理期間が設けられているが、この委員会指示は、審査基準や標準処理期間を設けているのか。

【事務局】 審査基準と標準処理期間の定めはない。基本的な考え方は、なるべく委員会指示に記載するとしているが、法の規定に従えば、そうした定めがあるべきだと認識した。

公表するのがいいという意見はもっともだが、最近悪質な密漁もあり、現場でかなり困っている。なかなか違反を捕らえる機会がないなかで、1回でも違反した人にまた承認をすとか、ペナルティーが全然ないのも、守っている人からは非常に不満が残るので、ここを何とかしたい。これは相談しながら進めたい。

【城間委員】 未承認の重大な違反で、承認を得ている人は承認の取消があるが、全く承認も得ずに魚を捕る方々には、多分警告や裏付け命令による知事からの処分があると思うが、その人が処分

を受けた後に、承認を取りたいときに、すぐに認められるのではないか。その辺の制限が全くないのか。そこを確認したい。

【事務局】 承認の手続が必要なものは、実はそんなにないが、違反をしたら承認を受けられないというルールはないので、それへの対処をしたいために、こうした方針をつくっている。

【城間委員】 承認を得ていない者が警告、注意もしくは何かしら処分を受けた場合に、5年間は承認申請ができない等を指示に入れるのか、この方針に入れるのかは、はっきりしないが、そこが全くないような感じだ。警告、注意を受けたから承認を取る人を認めるのかどうか。許可、承認を得ていた人は取り消されるまでの処分を受けるのに、未承認の人はすぐに処分が取れるのが平等性、公平性としてどうなのか。

【事務局】 改めてその部分も検討したい。

【上原議長】 5号議案は継続審議で、次回、調整が整い次第、委員会に議案として提案をすることで、保留にしたい。